

第27号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項を次のように改める。

- 2 管理職手当の月額、管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25に相当する額を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

第16条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）

- 2 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される教職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える教職員についてのこの条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第15条の3第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項の規定中「管理職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第78号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成17

年島根県条例第78号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「及び第15条の3第2項」を削り、「給与条例第15条の2第2項中」を「同項中」に改め、「と、給与条例第15条の3第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成17年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」」を削る。